

平成27年2月12日

岩出市教育委員会 様

岩出市教育委員会評価委員会
委員長 藤 井 均

平成26年度教育委員会事務事業評価に関する意見書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、私たち評価委員は教育委員会の委嘱を受け、平成26年12月22日及び平成27年1月23日の2回にわたり評価委員会を開催しました。評価対象事業は、第2次岩出市長期総合計画の「活力あふれるまち ふれあいのまち」に位置づけられ、教育委員会が作成した平成25年度36事業の内容及び評価について事務局へ質疑応答を行い、その結果を踏まえ意見を取りまとめました。

自己評価は、一部を除きほぼ「期待どおり」とされており、総合評価として課題や今後の対応並びに市教育委員会の方向性等が示されています。なお、「やや下回る」と自己評価されている5事業については、来年度、改善に向けた取組を求めるものであります。

教育総務課では、まずは、「小・中学校施設改修事業」や「通学路危険ブロック塀等改善事業」等の実施により、児童・生徒の命を守り安全確保を図ることを最優先に取り組み、その上で、「確かな学力の育成のための実践研究事業」、「紀の国緑育推進事業」、「いわでアスリートクラブ事業」等を実施することにより、「確かな学力・豊かな心・たくましい体」のバランスのとれた児童・生徒の育成を図ろうと努めていることがわかります。また、「放課後児童健全育成事業」や「私立幼稚園就園奨励費補助事業」等の実施により、子育て世代への支援を手厚く実施しています。

今後は、児童・生徒の学力向上を最重要課題としつつも、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成に、さらに努めていただきたいと考えます。

生涯学習課では、「放課後子ども教室推進事業」や「公民館事業」等、子どもからお年寄りまで幅広い層を対象とした諸事業を実施され、生涯学習の推進と振興に努められています。また、「市民運動会」や「岩出マラソン大会」の開催、スポーツ少年団等に対する助成などを通じ、生涯スポーツの推進にも努めています。

今後も、市民の皆様のニーズを的確に把握し、そのニーズに合った事業を展

開されるよう期待します。

岩出図書館では、「図書等購入事業」により、計画的に蔵書数の充実に努めるとともに、「家族ふれあい読書推進事業」により、学校との連携を図りながら子どもの読書量を増やす取組を実施しています。

読書活動の推進は、豊かな心を育むことに大きく寄与します。今後もより一層学校との連携強化を図っていただき、児童・生徒の読書の活性化を図っていただきたいと思います。

民俗資料館では、根来寺をはじめ地域の歴史や文化を伝えるための取組として「民俗資料館展観事業」や「民俗資料館歴史学習・講座事業」等を実施し、市民や次代を担う子ども達に郷土の歴史の情報や学習の場を提供しています。

今後は、多くの観光客誘致も視野に入れた民俗資料館の運営を期待します。

前述のとおり、岩出市教育委員会では、2課2館が連携しながら、子どもの健やかな成長、生涯学習社会の実現を目指して諸施策を実施されていますが、今後、事務事業の自己点検・自己評価の過程を通して、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るとともに、この評価の結果を、来年度以降の教育行政の一層の充実・発展のために反映していただきたく、本意見書を提出します。

なお、個別の事務事業についての主な意見は、以下のとおりです。

教育委員会評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

| 事業区分 | 主 な 意 見 |
|--------------|--|
| 学校教育 の充実 | いわでアスリートクラブ事業 大勢の児童が登録し競技会でも好成績をあげるようになってきているため、今後も継続してもらいたい。指導者については、ボランティアを公募してはどうか。 |
| | 適応指導教室事業 初めて小学生が入室できたことは前進である。しかし、適応指導教室に入室している児童生徒は、不登校児童生徒の一部に過ぎないため、関係機関と連携した不登校対策の強化を望む。 |
| | 小・中学校施設改修事業 児童生徒の安全確保や教育環境整備にとって重要な事業であるため、今後も計画的に事業を推進されたい。 |
| | 通学路危険ブロック塀等改善事業 児童生徒の通学時の安全確保の観点から重要な事業であるが、利用件数が伸び悩んでいる。本事業の対象と思われる塀等の所有者に対する積極的な働きかけについて検討してもらいたい。 |
| | 確かな学力育成のための実践研究事業 教員の資質向上を図り児童の学力向上を図るために重要な事業である。成果の検証方法については、児童や保護者にアンケート調査を行うことも考えられる。 |
| | 学校給食運営事業 保護者の公平性の観点からも徴収率の向上に努めてもらいたい。地産地消率が下降しているが、天候等の事情により地元で調達できない食材がある場合はやむを得ないのではないかと。しかし、安全で新鮮な食材を使用するうえで地産地消の推進は重要であるため、今後も努力してもらいたい。 |
| 子育て環境 の充実 | 放課後児童健全育成事業 待機児童がなく全員受け入れられていることは、保護者にとって大変ありがたいことである。特に岩出市は核家族化が進むとともに、共働きの家庭やひとり親家庭が多いため、今後とも本事業の充実が必要である。 |
| 国際交流 の推進 | 外国青年招致事業 英語教育の充実に寄与するものであるため、引き続き必要な事業である。 「国際交流の推進」と掲げているため、本事業以外に新しい事業の創設を検討してもらいたい。 |
| 青少年の 健全育成 | 青少年育成市民会議助成事業 青少年健全育成事業において、様々な取組を行っており、そのことについて評価はできるが、他府県で子どもを巻き込んだ痛ましい事件が発生しており、子どもたちを一人でも多くの大人の目で見守ることが犯罪の抑止力に繋がることから、今後も地区育成会の立ち上げを推進し、組織の強化を図ってもらいたい。 |
| 生涯学習 の推進 | 放課後子ども教室推進事業 青少年健全育成にも繋がる事業であり、地域の連帯意識が薄まるなか、地域住民との交流も図られており、今後も子ども達が興味をもてる教室の展開を図られたい。 |
| | 公民館事業 文化教室や成人講座など様々な事業を行っているが、市民ニーズを反映した事業の展開を図られたい。 |

| | | |
|-------------|--|--|
| 生涯学習 の推進 | 市民運動会 事業 岩出マラソン 大会実行 委員会助成 事業 | <p>スポーツイベントとして開催している市民運動会・岩出マラソンについて、市民運動会は健康増進と市民相互のふれあいと交流を深める絶好の機会であり、誰もが楽しく参加できるよう競技種目の検討を図られたい。</p> <p>また、岩出マラソンについては、全国各地から参加いただいております。岩出市を内外にPRする絶好のイベントであり、今後もより多くの方に参加いただけるよう取組をされたい。</p> |
| | 家族ふれあい読書推進事業 | <p>岩出図書館と学校との連携を強め、さらに「うちどくノート」が利活用されるよう、家庭や学校への働きかけを行ってもらいたい。</p> |
| | 図書館利用促進事業 | <p>前年度に比べ、入館者数、貸出点数が増加したことは評価できるが、この先も増加するよう、新規利用者の開拓を図ってほしい。</p> |
| | 図書等購入事業 | <p>もっと岩出市や和歌山県の郷土資料を充実させてもらいたい。</p> |
| 文化・芸術の振興 | 文化祭事業 | <p>文化協会が中心となり充実した内容で開催されているが、より多くの市民の方に興味をもっていただけるよう、柔軟な発想で創意工夫をされたい。</p> |
| | 民俗資料館資料収集事業 | <p>希少な根来塗等の収集を計画的に進めるとともに、市のウェブサイト等を活用して、根来塗を市内外にさらにPRしていくなど特色ある民俗資料館づくりに取り組んでももらいたい。</p> |
| | 民俗資料館展観事業 | <p>他の資料館等の優れた展示を研究するなど情報収集に努めてもらいたい。また、学校教育や生涯学習関連の展示や講演会等にも取り組んでももらいたい。</p> |
| 人権尊重の推進 | 人権啓発事業 | <p>今までの人権講演会と違い「群読」という新たな視点から事業に取り組んだことは評価できる。</p> <p>今後も、市民に人権問題に対する正しい意識を広めるために、一人でも多くの方に参加いただけるよう様々な観点からの人権尊重の推進を図られたい。</p> |

岩出市教育委員会告示第1号

岩出市教育委員会評価等実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、評価等に際し、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、長期総合計画に基づく実施計画及び予算に反映させるよう努めるものとする。

(評価等の実施)

第3条 各課長は、教育委員会の点検・評価シート（別記様式。以下「シート」）により、自ら所管する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出されたシートに検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

(委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、委員3人で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、市民にわかりやすい形で公表するものとする。

(市民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して市民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。